

平成 2 8 年 第 6 回 臨時 会

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 28 年第 6 回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 平成 28 年 11 月 18 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 28 年 11 月 24 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 28 年 11 月 24 日 午前 11 時 24 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	小野寺祥裕	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課参事	藤原 勝美	○
総 務 課 主 幹	小泉 政敏	○	学校給食センター主幹	阿部 勝弘	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課主幹	篠原 裕佳	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
住民企画課主幹	森井 研児	○	選挙管理委員会次長	小泉 政敏	○
保健福祉課長	川口 昌志	○	監査委員事務局長	松橋 正樹	○
保健福祉課主幹	小野 淳子	○			
産業振興課長	横山 智	×			
産業振興課参事	小野 敏明	○			
産業振興課主幹	安瀬 雅祥	○			
産業振興課主幹	近野 幸彦	○			
建設課長	石川 篤	○			
建設課参事	竹内 秀行	○			
会計管理者	五十嵐正美	×			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			
住民企画課財政担当主査	松木 幸次	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松橋 正樹	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	山田志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	3番 村田 政義 4番 乃村 吉春
2			会期の決定	11月24日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	認定	1	平成27年度津別町一般会計決算の認定について（委員会報告）	
6	〃	2	平成27年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
7	〃	3	平成27年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
8	〃	4	平成27年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
9	〃	5	平成27年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
10	〃	6	平成27年度津別町簡易水道事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
11	〃	7	平成27年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について（委員会報告）	
12	承認	14	専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	承認	15	専決処分の承認を求めることについて (平成28年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について)	
14	議案	70	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	71	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	72	津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	73	平成28年度津別町一般会計補正予算(第5号)について	
18	〃	74	平成28年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	
19	〃	75	平成28年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	
20	〃	76	平成28年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	
21	〃	77	平成28年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について	
22	〃	78	平成28年度津別町上水道事業会計補正予算(第3号)について	
23	報告	10	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は全員であります。  
ただいまから平成 28 年第 6 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これより本日の会議を開きます。  
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において  
3 番 村 田 政 義 君                      4 番 乃 村 吉 春 君  
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。  
したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。  
事務局長に報告させます。  
○事務局長（松橋正樹君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

### ◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。

本日ここに第6回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第5回定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告であります。去る11月1日、津別町自治功労者、元津別町長 高瀬 毅様（たかすゑ たけし）様のご逝去されました。故人は、昭和28年8月より本町役場に奉職され、消防署長、総務部長等を経て昭和62年2月に助役に選任され、2期7年務められた後、平成6年12月から津別町長に就任し、2期8年にわたり本町の発展に大きく貢献されました。数々のご功績に衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなるご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、道道屈斜路津別線土砂崩れ箇所早期復旧要望についてであります。10月4日、国有林管理者である林野庁北海道森林管理局及び道道の管理者である北海道に対し、8月の台風7号により寸断された道道屈斜路津別線の早期復旧について要望したところです。

森林管理局からは、過去に例のない大規模な崩落であり、予算及び工法からもかなり難しい工事となるが、北海道とも連携しながらできる限り早期復旧を目指したいとの回答をいただき、また、北海道からも国有林の土留めが先になるが、森林管理局と連携し、仮設・臨時的な工事と、恒久的な工事を併用しながら早期の復旧に努めたいとの回答を得たところです。

また、10月8日には武部新代議員による現地調査が行われ、10月11日には高橋文明北海道議会議員とオホーツク総合振興局建設管理部による現地調査が行われました。お二方に対し要望書を手渡し早期の復旧について要望したところです。

次に、国土交通省第28回住生活月間功労者表彰についてであります。平成25年度から26年度にかけて建設しました旭町団地が、団体の部において「国土交通省住宅局長賞」を受賞し、10月15日、高円宮妃殿下ご出席のもと神戸市のホテルにおいて表彰式が行われました。地域材の積極的な活用と団地内広場を中央に配置して、公営住宅と地域優良賃貸住宅の多様な世帯を交流させ、団地と地域の活性化を図ったことが評価されたものであり、昨年の北海道地域住宅協議会長賞に続くものとなりました。

次に、第27回東京つべつ会総会についてであります。10月23日、会員ほか関係者57名が出席し、東京都の主婦会館エフプラザにおいて開催されました。津別町からは鹿中議長、石橋商工会長も出席され、心温まる盛大な総会となったところです。また、総会において役員改選が行われ、新会長に米澤 聡氏が選任されました。役員の皆様はじめ会員の皆様には、ふるさと津別の応援団として今後ともご支援とご協力をお願いする次第であります。

次に、交通死亡事故についてであります。11月3日、国道240号活汲地区において、町外者同士の正面衝突による交通死亡事故が発生しました。オホーツク総合振興局では、11月1日から3日までの間に管内で3名の死亡事故が相次いだことから「交通死亡事故多発警報」を11月4日から10日までを期間として発表し、各関係機関においてそれぞれ取り組みが行われたところです。

本町においては、8月8日に続く9月13日の交通死亡事故後に「交通死亡事故発生に伴う非常事態宣言」を発して取り組みを行い、10月末をもって終了したところでありました。しかしながら、今回の事故により「町内における死亡交通事故ゼロ日運動」



はわずか 50 日で途切れることとなり、痛ましい交通死亡事故がこれ以上続くことのないよう、11 月 11 日から 20 日までの「冬の交通安全運動」に引き続き、11 月 21 日から 30 日までの間を津別町の「緊急交通安全運動」期間と位置付け、切れ間のない運動を展開しているところです。悲惨な交通事故がなくなるよう交通安全意識の啓蒙・啓発を展開していくこととしておりますので、町民の皆さまのご理解とご協力を強くお願いする次第であります。

次に、地方創生事業関連についてであります。11 月 10 日から 13 日までの 4 日間、「北海道大学生が地方創生について考えるプロジェクト in 津別町」が実施されました。この企画は、3 月のまちづくりアイデアコンペで優秀賞を受賞した北海道大学公共政策大学院生 2 名が中心となり、本町のまちづくりに協力したいと北海道大学の学生・大学院生有志 18 名が来町し実施されたものです。テーマは「産業 6 次化を活かした津別の魅力発信について」「観光拠点整備と滞在時間延長に向けて」「津別高校の存続のために」の三つが設定され、町内視察と関係者のヒヤリングを行い、13 日の最終日に発表会が行われました。

この発表会には、町民、学生 50 名ほどが参加し、学生からは丁寧な調査内容に基づいた熱意のこもった成果発表が具体的な提案も含めて行われるとともに、北海道大学公共政策大学院の特任教授で元釧路公立大学学長の小磯修二先生による講評が行われ、大変有意義な発表会となったところです。提案された内容につきましては、今後のまちづくりの参考とさせていただくとともに、継続的な関係を構築していきたいと考えているところです。

次に、北海道国民健康保険団体連合会表彰についてであります。平成 24 年度から 3 年間、国民健康保険税の収納率向上に努め、国保事業の充実強化に優れた成果を挙げたとして、保険者としては道内で津別町が唯一表彰され、11 月 10 日に表彰状の伝達を受けたところであります。今後とも医療費の適正化対策や保険税収納率の維持向上に努めてまいり所存であります。

次に、津別町史平成版の発刊についてであります。平成 25 年より編さん作業を開始した津別町史が、多くの関係者のご協力のもと、このほど発刊することができました。昭和 60 年に刊行した「津別町百年史」以降、平成 26 年度までの 30 年に及び本町

の歴史を内容とするもので、合併問題を含むさまざまな出来事が記載されています。約2年半の長期にわたり熱心にご審議をいただいた10名の町史編さん委員会委員の皆さまをはじめ、資料の提供をいただいた関係機関・団体に対し、改めて深くお礼を申し上げる次第であります。

なお、今議会におきまして、条例制定、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

#### ◎認定第1号～認定第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、認定第1号 平成27年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第11、認定第7号 平成27年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件を審議の都合上、一括議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 平成27年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第11、認定第7号 平成27年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

本件については、去る9月16日、第5回津別町議会定例会において決算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、閉会中の継続審査とされましたが、同委員会から審査報告書が提出されましたので本臨時会に付議するものであります。

本件7件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

篠原委員長、登壇願います。

○委員長（篠原眞稚子さん）　〔登壇〕　ただいま議長から指名がありましたので、決算審査特別委員会の審査過程についてご報告いたします。

平成27年度津別町一般会計ほか5特別会計、1企業会計決算の認定につきましては、平成28年9月16日、第5回津別町議会定例会において、本件審査のため、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、津別町一般会計、津別町国民健康保険事業特別会計、津別町後期高齢者医療事業特別会計、津別町介護保険事業特別会計、津別町下水道事業特別会計、津別町簡易水道事業特別会計、津別町上水道事業会計、以上7件の決算審査について当委員会に付託され、閉会中の継続審査とされたものであります。

同日、第1回決算審査特別委員会が開催され、この委員会におきまして私が委員長に、副委員長には茂呂竹裕子委員が選出された次第であります。

第2回決算審査特別委員会を10月28日に招集し、議場におきまして特別委員のほか、議長、監査委員、理事者、関係職員の出席のもとで開催され、一般会計の歳出については数款ごとに審査を行い、歳入については一括審査を行い、その他附属資料については事項別明細書と合わせて同時に審査を行いました。

また、各特別会計については、歳入・歳出一括審査を行い、その結果、当委員会に付託されました一般会計並びに特別会計等について慎重審査の結果、原案のとおり認定することに決定した次第であります。なお、審査にあたって少数意見の留保はなかったことを申し添えます。

以上、認定第1号から認定第7号までの各会計の決算審査経過を申し上げ、決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（鹿中順一君）　それでは委員長報告に対する質疑を許します。  
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

お諮りします。討論は省略したいと思いますがお異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

これから平成27年度津別町一般会計及び特別会計等の決算認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

はじめに、認定第1号を採決します。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第2号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第3号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第4号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第5号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第6号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第7号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 平成27年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第11、認定第7号 平成27年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件については認定することに決定しました。

#### ◎承認第14号

○議長(鹿中順一君) 日程第12、承認第14号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長(伊藤泰広君) それでは、ただいま上程となりました承認第14号 専決処分の承認を求めることについて内容の説明を申し上げますとともに、あわせておわびを申し上げたいと存じます。

この専決処分は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、地域おこし協力隊員が運転しておりました車両に起因する物損事故に係る損害賠償の額を定めたものであります。

めぐりまして、専決処分第16号の賠償の理由以下のほうをご覧ください。賠償の理由といたしましては、本町の地域おこし協力隊員が9月6日、午前10時ごろ、北見市とん田西町のパン販売店の駐車場におきましてバックで駐車をしようとしたところ、ブレーキ操作が遅れましてその店舗の窓サッシ部分に衝突し、店舗に損傷を負わせたもので、その賠償を町が担うことになったものであります。

賠償の金額につきましては48万6,000円で、店舗の損傷部分として物損のみの補償となります。賠償の相手方は、北見市とん田西町にあります店舗の代表者で記載の方となります。9月26日に損害金額が確定したため、急を要するためといたしまして専決処分をさせていただき示談が成立したものであります。

なお、この事故につきましては、同協力隊に貸与中の車両が修繕中でありまして、

その代車を運転して発生させたもので、代車の保険の適用になりまして実際の町の支出は免責条項分の5万円となるところであります。

もちろん今回の事故は注意しておれば十分に防げた事故でありまして、相手方にご迷惑をおかけしたことにつきましておわびを申し上げたいと思います。

また、地域おこし協力隊につきましては運転に不慣れな方が多く、過去にも大小の事故があったのは事実なところでありまして、交通安全につきましては十分に注意を促してきたのですが、今回またご迷惑をおかけすることになりましたことにつきまして隊員とともに反省し、改めて地域おこし協力隊員全員に対し安全運転を徹底するように努めてまいりたいと存じますので、本件につきましてご承認賜りますようお願いを申し上げます。

大変申し訳ありませんでした。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎承認第15号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について）を議

題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君）　ただいま上程となりました承認第 15 号　専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について）内容のご説明を申し上げます。

専決の理由につきましては、歳出において保険給付費における一般の被保険者高額療養費の増加に伴う補正予算について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 10 月 20 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めるものであります。

補正予算の条文になりますけれども、第 1 条といたしまして歳入歳出予算の総額に 1,700 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 億 475 万 2,000 円とするものであります。

第 2 項につきましては後ほどご説明申し上げます。

はじめに歳出のほうからご説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開きください。款 2 保険給付費、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費、19 節の負担金補助及交付金で一般被保険者高額療養費 1,700 万円の追加であります。専決の理由でも触れましたが、保険給付費の一般被保険者高額療養費において前年度を大幅に上回る高額療養費の発生に伴いまして、国保連への負担金で予算不足が生じることとなりましたことから 12 月補正前までの支出額及び見込み額合わせまして 1,700 万円の専決補正をさせていただいたところであります。

続いて、歳入をご説明申し上げますので 3 ページ、4 ページをお開きください。今回の補正に対する歳入といたしまして款 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年度課税普通徴収分として 601 万 7,000 円を追加したところであります。一般被保険者の医療給付分普通徴収分につきましては 9 月末時点の保険税調定額が当初予算比で 980 万円ほどの伸びとなっております、その財源の一部として充てさせてもらったものでございます。

款 2 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金は、現年度分で 538 万 5,000 円の増額。

款5道支出金、項2道補助金、目1財政調整交付金で59万8,000円の増額ですが、いずれも今回の歳出増となる額に対する国道支出金の増額分として追加したものでございます。

次に、款8繰入金、項2基金繰入金、目1国保基金繰入金につきましては500万円の追加を行ったところであります。なお、療養給付費の伸びによっては今後財源的に厳しい状況が想定されるところであります。現在12月議会に向けまして今年度末までの歳出の各費目における見込み額の精査を行っているところであります。

それでは、第1表に戻っていただきまして、ただいま申し上げましたそれぞれの補正額を款項区分ごとに整理させていただいたところであります。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎議案第70号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第70号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第15、議案第71号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規



則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 14、議案第 70 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第 15、議案第 71 号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 70 号から順次内容の説明を求めます。

総務課課長。

○総務課長(齊藤昭一君) ただいま上程となりました議案第 70 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第 71 号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括してご説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、平成 28 年 8 月 8 日の人事院勧告及び平成 28 年 10 月 27 日に開催の津別町特別職報酬等審議会の答申に基づき、一般職の勤勉手当と同様に議員及び特別職の期末手当の支給率を年間 0.1 カ月引き上げる改正を行うものであります。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の内容につきましては同様でありますことから、改正内容の説明につきましては説明資料 1 ページに基づきまして議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表をもってご説明させていただきたいと思っております。

期末手当に関する条例改正として第 6 条第 2 項文中、6 月支給分の改正前「100 分の 202.5」に 100 分の 5 を上乗せし「100 分の 207.5」に、12 月支給分の改正前「100 分の 217.5」に 100 分の 5 を上乗せし「100 分の 222.5」に改正するものでございます。

次に、附則に第 6 項、平成 28 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置を加え、平成 28 年 12 月に支給する期末手当に限り、第 6 条第 2 項に規定する割合の適用については、同項中「100 分の 222.5」とあるのは、さらに 100 分の 5 を上乗せし「100 分

の 227.5」 とするものであります。

議案の本文のほうにお戻り願いたいと思います。本文につきましては、ただいまご説明の内容を条文化したものでございます。

附則の施行期日についてであります。本条例は公布の日から施行するものであります。

なお、このたびの改正に伴う平成 28 年度の所要額につきましては、議員分で 20 万 1,200 円、特別職分で 18 万 4,500 円、合計で 38 万 5,700 円の増となり、予算措置につきましては、後ほど議案第 73 号にて補正予算をご提案させていただきたいと考えております。

以上、議案第 70 号、第 71 号の提案内容についてご説明申し上げましたので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めますので、このご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに、議案第 70 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 71 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 72 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 72 号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいま上程となりました議案第 72 号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を申し上げます。

最初に条例改正の基本的な考え方ではありますが、国家公務員の給料改訂につきましては、平成 28 年 8 月 8 日の人事院勧告の後、11 月 14 日に閣議決定が行われているものでございます。本町職員の給与につきましては、これまでの間、基本的にこの人事院勧告及び国家公務員の給与改正に準じて対応してきていることから同様の対応を図るための条例改正を行うものであります。

それでは説明資料により内容のご説明を行いますので 3 ページをご覧ください。

1 の改正理由については、平成 28 年度の人事院勧告に伴う改正を行うとともに、職務分類表において 5 級、6 級の課長職等、主幹の職務について、これに相当する職務という不明瞭な表現を避け、職名を明示するものであります。2 の改正内容の給与表の改正においては、平均 0.2% の引き上げを行うものであります。

勤勉手当の率の改正においては 0.1 カ月分引き上げるものであり、平成 28 年度においては 12 月支給分にて一括して 0.1 カ月分割増して支給し、平成 29 年度以降は 6 月、12 月支給分にそれぞれ 0.5 カ月分の引き上げをするものであります。また、扶養手当の改正においては、平成 30 年度から配偶者を 6,500 円に、子を 1 万円とする内容で、平成 29 年度においては経過措置として配偶者を 1 万円に、子を 8,000 円とするものであります。級別職務分類表においては、5 級及び 6 級の「課長等（事務局長他これ

に相当する職を含む。)」を「課長、事務局長、室長、参事」に、そして「主幹（次長他にこれに相当する職務を含む。）」を「主幹」と職名を明示するものであります。

それでは、改正の内容につきまして引き続き説明資料3ページの下段の新旧対照表に基づきポイントを絞ってご説明させていただきます。まず、第1条関係につきましては、勤勉手当に関する条例改正として第21条第2項第1号の再任用以外の職員については、現行の「100分の80」に100分の5を上乗せし、「100分の85」とし、第2号の再任用職員においては、現行の「100分の37.5」に100分の2.5を上乗せし、「100分の40」とするものであります。

次に、附則第19項として、平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特別措置を加え、平成28年12月に支給する勤勉手当に限り第21条第2項第1号中に規定する割合の適用については、同号中「100分の85」とあるのは「100分の90」とし、同項第2号中に規定しております割合の適用については、同号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」とするものであります。

次に、別表第1、第4条関係の給料表の改正についてであります。4ページの下段以降10ページまでの給料表の新旧対照表をご覧ください。

すべての級、号において改正される内容となっております。

平均改定率は0.2%で、金額としては708円程度であります。

民間の初任給との間に差があることを踏まえ、大卒者及び高卒者の採用職員の初任給を1,500円引き上げ、さらに若年層についても同程度の改定となっております。

その他につきましては、それぞれ400円の引き上げを基本に改定する内容となっております。

次に、10ページをご覧ください。別表第2、第5条関係の級別職務分類表の改正についてであります。本件は先にご説明の改正内容を新旧対照表にまとめたものでございます。

次に、第2条関係についてであります。説明資料10ページの中段からになります。

第10条及び第11条につきましては、扶養手当の改正内容について、改正前、改正後にまとめているものであり、平成30年4月1日から施行するものであります。

説明資料13ページ、附則第4項に、平成30年3月31日までの間における扶養手当

に関する特例として、平成 29 年度の取り扱いを規定しているものであります。内容の説明は、説明資料 3 ページに基づいて行いますので 3 ページにお戻り願います。

中段の扶養手当の改正の年度別の表をご覧願います。

現在の扶養手当の額は、平成 28 年度の欄の額となり配偶者は 1 万 3,000 円、子は 6,500 円、父母等も同じく 6,500 円であります。これをこの度の人事院勧告の内容に基づき、平成 30 年度の欄とする条例の一部を改正するもので、配偶者は 6,500 円に、子は 1 万円に、父母等は変わらずでありますけれども 6,500 円という内容であります。

先ほど触れました附則第 4 項の平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例については、平成 29 年度の欄の額となり、配偶者においては 1 万円、子は 8,000 円、父母等は変わらず 6,500 円とすることを主とする規定の内容となっております。

それでは議案の本文のほうにお戻り願いたいと思います。

第 1 条、第 2 条におきましては、ただいまご説明の内容を条文化したものでございます。附則の施行期日等についてでありますけれども、第 1 項、この条例は公布の日から施行するものであります。

ただし、第 2 条の規定となります扶養手当に関しては平成 30 年 4 月 1 日からの施行となります。

第 2 項において、第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成 28 年 4 月 1 日からの適用となることを規定しております。

第 3 項においては、改正前の条例の規定に基づいて、この条例の施行の前日までに職員に支払った給料は第 1 条改正後給与条例の規定による給与の内払いとみなす規定であります。

第 4 項においては、平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例として平成 29 年度の経過措置を規定しているものであります。

なお、このたびの改正に伴います全職員に係る平成 28 年度の所要額につきましては、給料分で 73 万 9,000 円、手当分で 386 万 3,000 円、合計で 406 万 2,000 円の増となり、予算措置につきましては後ほど各会計補正予算にてご提案させていただきます。

以上、議案第 72 号の提案内容のご説明を申し上げましたので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようよ

ろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 72 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 73 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 73 号 平成 28 年度津別町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程となりました議案第 73 号 平成 28 年度津別町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、議会議員の報酬及び特別職並びに一般職の給与等について議案第 70 号から 72 号において条例改正いただきました内容と 6 月以降の職員の移動等による増減につきまして人件費関係の補正を行うこと。また、地方創生事業の追加補正、8 月の台風に係る災害対策費及び災害復旧費の追加補正となっております。

それでは補正予算の条項をご覧ください。第 1 条、第 1 項におきまして歳入歳出予

算にそれぞれ 5,756 万 5,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 56 億 4,040 万円と規定するものであります。

第 2 項及び第 2 条につきましては、資料の事項別明細書を説明後に内容にさせていただきます。

まず全体に係るものにつきまして職員人件費全体の説明をさせていただきます。条例改正に伴う職員の人件費の補正につきましては、改正内容に伴うもののほか、途中の異動により扶養手当及び通勤手当等においても増になるところであります。これら一般職の増減と特別職の増分を含めまして、すべての会計の補正総額は 516 万 8,000 円の増額となるところであります。そのうち一般会計では上水道事業会計の増額補正額 8 万 7,000 円について除かれますが、議会議員の報酬の増額が 20 万 2,000 円となるため、差し引き全体では 528 万 3,000 円の増額となるところであります。

では事項別明細書の歳出、5 ページからとなります。人件費の各費目での増減の説明及び特別会計の人件費に係る繰出金の説明は省略させていただきますので、ご了承ください。

では 7 ページ、8 ページをお開きください。款 2 総務費、項 2 地域振興費、目 5 地方創生事業費ですが、今年度から推進事業交付金として事業費の 2 分の 1 が交付金として国から補助が出る事業となります。先の 9 月定例議会後の全員協議会において説明させていただきました、国のほうに申請をしていたところですが、11 月中旬とされていまして対象事業の追加決定が本日になってもまだきておりません。状況によっては専決による補正も考えていたところで説明していたのですが、今回臨時会が開かれるということで、補正予算を組んだところがございます。決定通知の内容によって事業展開することになりますので、対象事業として認められないときは必要な単独事業分を残しまして次回の補正で減額させていただくこととなりますことをご理解のうえ、ご承知いただきたいと思っております。

補正内容につきましては、まちなか再生とまちの賑わい創出事業といたしまして、補助事業とはなりません職員の打合せ等の旅費 23 万 5,000 円の追加、それから補助対象としましてまちなかのまちづくりの基本構想を策定するための支援業務ですが、これはバーチャルリアリティー技術を利用しました環境構築を作成する委託料として

376万5,000円の追加、また10ページのほうになりますが、特産品等の開発可能性の調査や研究業務を行う負担金としてまちなか再生協議会に200万円の追加となるところであります。

次は、27ページの款9の消防費になります。項1消防費、目2災害対策費は中身の説明は30ページのほうになりますので、そちらをお開きください。これは8月の台風災害によりまして使用したもの等に係る防災対策経費として46万8,000円の増額です。内容といたしましては防災用消耗品としまして非常用飲料水の袋1,000枚分で33万5,000円、あと水中ポンプの発電機等の使用料に不足が生じまして予算流用をいたしましたので、流用元の修繕料に13万3,000円をそれぞれ増額とするところであります。

続きまして、33ページから34ページになります。款11災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費につきましては、現年災害復旧事業、補助分といたしまして確定分の道路災害復旧工事費2,226万9,000円のほか、消耗品費、負担金合わせて2,829万2,000円の増額となるところであります。また、単独事業分といたしましては工事請負費203万1,000円の増額となるところであります。

目2河川災害復旧費につきましては、現年災害復旧事業、補助分といたしまして確定しております工事請負費1,471万3,000円の増加のほか、消耗品で47万3,000円。36ページのほうになりますが、負担金として9万5,000円の増額。さらに立木等の補償として21万円の追加となりまして、合わせまして1,549万1,000円の増額となるところであります。

それでは歳入のほうをご説明いたします。3ページから4ページのほうをお開きください。今回の歳出補正に対しまして一般財源の対応は、款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税を受けまして普通交付税922万3,000円を増額して対応といたしております。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金につきましては、地方創生推進交付金といたしまして対象事業費の2分の1、288万2,000円の追加となるところであります。目3土木費国庫補助金につきましては、災害復旧事業に係る補助金といたしまして当初補助率が3分の2として見込んでおりましたが激甚災害指定によりまして補助率のかさ上げがされ10分の8になることが見込まれますので、事業増とともに



現年発生道路災害復旧事業について 2,575 万 4,000 円、現年発生河川災害復旧事業につきましては 1,230 万 6,000 円の増額となることです。

款 20 町債、項 1 町債、目 6 災害復旧債につきましては、現年発生公共土木施設災害復旧事業債といたしまして道路及び河川分の補助分として 1,020 万円の増額、同じく単独といたしました 280 万円の減額となるところであります。

では、議案の補正条文のほうにお戻りください。まず第 1 条第 2 項につきましては、事項別明細書の補正内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

第 2 条につきましては、第 2 表にあります地方債補正のとおり歳入で申しました公共土木災害復旧事業に係る補助分と単独分について災害復旧債を増減した結果、補正後の限度額の計を 7 億 880 万円と定めるものであります。

以上、内容についてご説明いたしましたので原案を承認賜りますようよろしく願います。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 73 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 11 時 5 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 74 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 74 号 平成 28 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 74 号 平成 28 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について内容のご説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では 4 月の職員の人事異動及び先ほど議決になりましたけれども、議案第 74 号の職員の給与改定に伴う国民健康保険事業特別会計における人件費の補正であり、歳入ではこれらに伴う一般会計繰入金の精査を内容とする補正であります。

補正予算の条項第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から 15 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 9 億 459 万 7,000 円とするものでございます。

それでは歳出のほうからご説明申し上げます。5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、給与費において 4 月の人事異動及び給与改定に伴いまして給料で 7 万 6,000 円の増、職員手当等で 21 万円の減額、共済費で 3 万 6,000 円の減額、負担金で 1 万 5,000 円の増額、合わせまして 15 万 5,000 円を減額使用とするものでございます。

続いて、歳入となります 3 ページ、4 ページにお戻りください。款 8 繰入金の一般会計繰入金、その他一般会計繰入金につきましては、歳出でご説明した理由により 15 万 5,000 円を減額使用とするものでございます。

それでは、前の条文に戻っていただきまして、第1条第2項におきまして、それぞれの補正額を第1表で款項別に整理させていただいたものでございます。

以上ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第75号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、議案第75号 平成28年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第75号 平成28年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について内容のご説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では職員給与の改定に伴う介護保険事業特別会計における人件費の補正であり、歳入ではこれらに伴う財源として一般会計繰入金

正を行なおうとする内容でございます。

補正予算の条項第1号といたしまして歳入歳出予算の総額に11万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を5億6,799万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。5ページ、6ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、給与費において、先ほど議決になりました職員給与の改定に伴いまして給料で2万3,000円、職員手当等で6万1,000円。共済費で2万8,000円、負担金で4,000円、合わせまして給与費総体で11万6,000円を増額するものでございます。

続いて、歳入となります3ページ、4ページにお戻りください。ただいまの歳出補正に伴う歳入といたしまして款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1その他一般会計繰入金から、事務費繰入金として11万6,000円を増額するものでございます。

それでは前の条文に戻っていただきまして、第1条第2項におきまして、それぞれの補正額を第1表で款項別に整理させていただいたところでございます。

以上、内容の説明を申し上げますので原案にご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 76 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 76 号 平成 28 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 76 号 平成 28 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、給与条例改正に伴う給与費の追加でございます。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 17 万 2,000 円を追加し、予算の総額を 4 億 9,774 万 1,000 円とする補正をお願いするものです。

第 2 項の第 1 表につきましては、補正の額を款項区分で整理したものでございます。

3 ページ、4 ページは歳入となります。款 4 繰入金については一般会計繰入金として歳出の不足分 17 万 2,000 円の追加をお願いするものです。

5 ページ、6 ページは歳出となります。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は給与費において 17 万 2,000 円の追加となります。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 76 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 77 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、議案第 77 号 平成 28 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 77 号 平成 28 年度津別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

補正の提案理由としましては、給与条例改正に伴う給与費の追加でございます。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 3 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 8,084 万 1,000 円とする補正をお願いするものです。

第 2 項の第 1 表につきましては、補正の額を款項区分に整理したものでございます。3 ページ、4 ページをお開き願います。歳入につきましては、一般会計繰入金として歳出の不足分 3 万 6,000 円の追加をお願いするものです。

5 ページ、6 ページをお開き願います。歳出としましては款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、給与費について 3 万 6,000 円の追加となるものです。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 77 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 78 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、議案第 78 号 平成 28 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 78 号 平成 28 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

補正の主な理由としましては、給与条例改正に伴う給与費の追加と緊急的な送配水管の改良に係る費用の追加でございます。

資本的収入及び支出から説明いたします。第 3 条につきましては、予算第 4 条に定めた本文括弧書きをそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を第 1 款、資本的収入に 6,560 万円を追加し、収入計を 6,719 万 9,000 円とし、第 1 款資本的支出に 6,563 万 2,000 円を追加し、支出計を 1 億 2,340 万円とする補正をお願いするものでございます。

3 ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入の部については、款 1 資本的収入、項 2 企業債、目 1 企業債にて緊急改良工事に係る財源として上水道事業債 6,560 万円を見込むものです。

支出の部につきましては、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 配水施設設置費において、委託料として実施測量設計費 623 万 2,000 円の追加、工事請負費として津別川横断送配水管改良工事 5,940 万円の追加となります。

説明資料の 15 ページをお開き願います。今回改良箇所の現況平面図となります。図面中央に青い線が 2 本記載となっております。共和、双葉地区に給水している送配水管が津別川を横断している箇所で、これはでてこいランド付近となります。図面左の

カーブ橋につきましては、これは津別川にかかる美園橋でございます。8月31日に双葉地区で断水が発生いたしまして、津別川横断箇所での漏水が判明いたしました。その後の調査で河川横断中央での管の離脱が確認されました。当該の箇所につきましては増水により管が露出したために町から補助を受けて平成22年に改修したものでございます。左の青い線が改修したバイパス管となります。真っすぐな青い線は古い管で、これは昭和58年に敷設したものです。今回漏水が確認されましたのは左側の新しい管となります。原因につきましては、カメラ検査での確認のため不明ですが想定外の圧力が管にかかったために離脱したものであるというふうに推定しております。復旧については、漏水箇所が架床の下2メートルであり、コンクリートで埋め戻されているため掘削しての補修が困難である点、また現状の横断箇所は管理道路がないため、今後の維持管理を考慮して美園橋に添架することとしました。図面では赤いラインとなります。工事内容としては、美園橋に200ミリの保温管65メートルを添架し、橋の前後に切り回し管として250ミリのダクティル管を355メートル敷設してまいります。

本文に戻ります。第2条につきましては、収益的収入及び支出の収入の部において、第1款水道事業収益に1,208万1,000円を追加し、収益計を1億5,683万7,000円とし、支出の部において第1款水道事業費用に1,489万円を追加し、費用計を1億5,629万1,000円とする補正をお願いするものです。

2ページをお開き願います。収入の部、款1水道事業収益、項2営業外収益、目2長期前受金戻入は、改良工事に伴う除却資産のうち町から補助を受けていた分を収入として整理したもので1,208万1,000円の追加、支出の部で款1水道事業費用、項1営業費用、目3総係費で給与等8万7,000円の追加、目5資産減耗費は、今回の改良により使用しなくなるバイパス管の除却費で1,480万3,000円の追加となります。

本文にお戻り願います。第4条につきましては、議会の議決を経なければ流用できない経費として職員給与費8万7,000円の追加。

第5条につきましては、予算第5条以下を繰り下げ、第4条の次に企業債を定めるもので、限度額6,560万円を見込むものでございます。

1ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項目区分に整理したものでございます。



4 ページは、キャッシュ・フロー計算書となります。一番下の資金期末残高については、2 億 5,754 万 6,000 円となります。

続いて、5 ページから 6 ページは本年度予定貸借対照表となります。5 ページの下から 6 行目、現金預金は 2 億 5,754 万 4,000 円となります。

7 ページ下から 5 行目、当年度純利益につきましては 54 万 6,000 円と見込むものでございます。

以上、ご説明いたしましたのでご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 78 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、報告第 10 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 22 分

再開 午前 11 時 23 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から地方自治法第 180 条、第 1 項の規定により専決処分の報告書の提出がありましたので本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 28 年第 6 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前 11 時 24 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員